

所 属 長 様

財政課長 力 武 輝 彦
(公印省略)

令和4年度3月補正予算見積書及び繰越調書の提出について (通知)

3月定例市議会に向けて予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書及び繰越調書を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和5年1月6日(金) 17時
- 2 提出部数 3部 (ただし総務費、国保特会、後期特会は2部)
- 3 留意事項
 - (1) 事務事業の確定等により不用額が生じる経費は、減額補正を行うとともに、財源に変更がある場合は財源組替補正を行ってください。
 - ※執行率80%未満、かつ、100万円以上の執行残が見込まれる事業については、補正予算見積書(減額補正)を提出してください。
 - (2) 国・県の制度、予算措置の状況を的確に把握してください。
 - (3) 国・県の制度、予算措置の方針が明確になっておらず、本市の予算の計上時期が令和4年度補正予算か令和5年度予算か不明なものは、今回、要求してください。
 - (4) 起債を伴う事業は、事前に財政課と協議してください。
 - (5) 繰越明許費(継続費繰越を含む。)の設定等が必要な事業については、別添様式により調書を提出してください。
 - (6) 庶務担当課で内容を十分に精査し、提出書類(添付書類を含む。)の漏れや差し替えがないように注意してください。
 - (7) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
 - (8) 補正予算見積書については、庶務担当課においてインデックスを添付の上、提出してください。

※補正予算見積書の関係様式(負担金補助金等調書、委託業務一覧表等)及び繰越調書等は、添付ファイルを利用してください。

※補正予算見積書の製本順は、12月補正予算見積書と同様に行ってください。

※補正予算見積書のシステム入力、補正予算編成支援に入力してください。

一般会計	⇒ (第10号)	介護保険特別会計	⇒ (第3号)
国民健康保険特別会計	⇒ (第3号)	後期高齢者医療特別会計	⇒ (第3号)

※財政担当ヒアリング(予定) 令和5年1月10日(火)～